

北海道釧路方面公安委員会告示第 47 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について公開による意見の聴取を行うので、同法第104条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和 8 年 8 月 12 日

北海道釧路方面公安委員会委員長 荒 井 剛

1 意見の聴取の期日

令和 8 年 8 月 26 日（水）午前 9 時 0 分から

2 意見の聴取の場所

釧路市大楽毛北1丁目15番8号

北海道警察釧路方面本部交通課 釧路運転免許試験場 意見の聴取会場